

## 平成25年度定期監査（工業用水道事業）

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成24年度定期監査

#### (2) 監査の対象

平成24年度における経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行

#### (3) 監査の実施

工業用水道部工業用水課について、平成25年6月14日及び同年7月31日に実施した。

#### (4) 監査の主眼及び重点監査事項等

監査に当たっては、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費並びに負担金、補助及び交付金を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施した。

### 2 監査の結果と措置

#### (1) 結果の概要

経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行については、指摘事項に該当するものはなかったが、次のとおり是正又は改善を要する1件の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

文書注意事項（指摘事項に至らない事項で、さらに的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの）  
1件

#### (2) 監査結果の報告と講じた措置の通知

区分	監査結果	措置の通知
工業用水 道部	報告：平成25年10月3日 公表：平成25年10月4日	報告：平成26年3月27日 公表：平成26年4月8日

#### (3) 監査の結果と講じた措置の概要

##### 文書注意事項

工業用水道部		
工業用水課	交通事故により、公用車等に損害が発生している。	<ol style="list-style-type: none"> <li>安全運転管理者等研修の実施 各所属の安全運転管理者及び担当職員を対象に「安全運転管理者等研修会」を開催し、公用車の安全運転確保及び交通事故防止の徹底を図ることとした。</li> <li>交通法令講習会等への参加の徹底 公用車を運転する職員の安全運転及び交通法令講習会の受講の徹底に努めることとした。</li> <li>各種会議等における交通事故防止の周知徹底 主管課長会議や会計事務職員研修など各種会議の機会を通じ、交通事故防止の周知徹底に努めることとした。</li> </ol>

		<p>4 文書による職員への交通事故防止の周知徹底</p> <p>「交通法令の遵守等について」（平成25年12月2日付け副知事依命通達）及び「公用車等による交通事故等の防止について」（平成26年2月28日付け管財課長通知）</p>
--	--	---